１．件　名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（１２９））」
２．日　時：平成２９年４月２５日　１０時００分～１０時４５分
３．場　所：原子力規制庁　７階Ｃ会議室
４．出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、江嵜安全審査官、
吉村安全審査官、田口安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：
日本原子力発電株式会社：北川執行役員（開発計画室）
福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））他２０名
東北電力株式会社：東通原子力発電所 発電管理課 担当
中部電力株式会社：原子力本部　原子力部　副長
北陸電力株式会社：土木部　耐震土木技術チーム担当
中国電力株式会社：電源事業本部　担当係長（耐震土木）
電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク　担当

５．要旨
（１）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、防潮堤の耐震、耐津波設計の検討スケジュールについて説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○示された検討工程については、審査会合で指摘された項目が中心であり、検討すべき課題等が網羅的に示されているとは考えられない。事業者として確認しなければならない項目を精査するとともに、基準適合性との関係で各項目がどのように関連性をもっているか全体を整理した上で、見直したものを提示して説明すること。

○防潮堤の設計に係る検討スケジュールのうち、摩擦杭の支持力検討について工事計画認可申請において結論を説明としているが、支持地盤の評価は設置許可基準規則第３条による審査範囲と考えられる。特に原位置載荷試験による支持地盤の強度確認は原則として設置許可審査の中で行われることから、今後の計画について設置許可基準規則第３条の審査担当チームに対して確認を行うとともに、原位置載荷試験の計画・実施から支持地盤の強度設定までの過程に必要な時間を考慮して設計・審査スケジュールを見直したものを提示して説明すること。

○防潮堤の設計に対して、地震、津波の荷重・影響のみならず、竜巻、火山降下火災物等の他の条文への影響を考慮した資料を提示して説明すること。

○防潮堤を含む耐津波設計方針等の全体スケジュールについて、他の審査項目についても重要な審査事項を整理し、技術的課題等がある場合には対処方法等の実現の可能性を踏まえて、全体工程を示して説明すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

６．その他

提出資料：

・東海第二発電所　鋼管杭鉄筋コンクリート構造防潮堤に係る各種検討工程について

・東海第二発電所　コメント回答(No.107-4,107-8,107-5,83-2,審査会合No.7)